

都道府県議会における デジタル化の推進

湯浅 壱道

明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科

自己紹介

- 1970年生まれ
- 神奈川県立新城高校卒業、青山学院大学法学部公法学科卒業、同大学院法学研究科公法専攻博士前期課程修了、慶應義塾大学大学院法学研究科政治学専攻博士課程退学
- 慶應義塾大学講師等をへて、2004年九州国際大学法学部専任講師、2005年助教授、2007年准教授、2008年教授、副学長・国際センター長、2011年情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授、2012年学長補佐、2020年副学長
- 2021年より明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授
- 法務省法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会委員、総務省情報通信政策研究所特別研究員、独立行政法人日本学生支援機構CIO補佐官、全国都道府県議会議長会デジタル化専門委員会委員、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会副会長、川崎市情報公開運営審議会会長、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター理事、一般財団法人日本データ通信協会諮問委員長、ほか



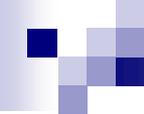
デジタル化の誤解

デジタル化の誤解

- デジタル化  紙の書類をそのままPDFにすること
 - かえって取扱いが不便
 - 書き込みなどがやりにくい
 - 文書管理がしにくい
 - 二次加工がしにくい
 - 一覧性に欠ける
 - 保存性に欠ける
 - 障がい者がアクセスしにくい

議会のアナログとデジタル

- 情報収集において客観的なデータが不足
- 意思決定や政策がデータ(エビデンス)に基づいていない
- 意思決定や政策の根拠を説明できない
- 決定過程が不透明
- 対面、口頭、物理的な場における同時性
- 押印
- 危機に柔軟に対応できない



デジタルトランスフォー メーション (DX)

デジタル社会形成基本法

■ デジタル社会

- インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義

■ 基本理念

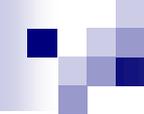
- デジタル社会の形成に関し、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等の基本理念を規定

■ 国、地方公共団体及び事業者の責務

- デジタル社会の形成に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務等を規定する。

■ 施策の策定に係る基本方針

- 多様な主体による情報の円滑な流通の確保（データの標準化等）
- アクセシビリティの確保
- 人材の育成
- 生産性や国民生活の利便性の向上
- 国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用
- 公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備
- サイバーセキュリティの確保
- 個人情報情報の保護等



都道府県議会議長会デ ジタル化専門委員会報 告書の概要

議会のデジタル化の背景

- 新型コロナウイルス感染症拡大による気づき
- 社会全体のデジタルトランスフォーメーションと地方行政のデジタル化
- すべての人を対象とした「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現
- 住民のための事務の効率化と高度化

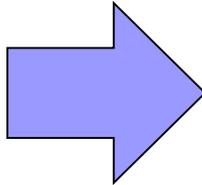
議会のデジタル化の意義

- 平時・災害時・コロナ禍にかかわらず議会機能を十分に発揮し、住民とのコミュニケーションを確保
 - デジタルトランスフォーメーションの視点により、議会・議員活動を見直す
 - 危機に強い議会の構築
 - デジタル・インクルージョンの実現
 - 議会に何らかの制約で出席できない議員をできるだけ減らし、民意を反映 → オンラインで実現

住民との関係の再構築

- 議会Webサイトを通じた広報、意見聴取や、議員のSNSによる発信等様々なものが行われている
- 一方通行のコミュニケーションが多い
- 議会報告会やこども議会等の双方向のコミュニケーションをオンラインで開催することで協働性が高まる
- 広域自治体である都道府県では空間的・地理的制約から解放

デジタル化の課題

- 議員のサポート
 - コストと人材
 - 法的制約と課題
 - 実務やシステム
 - 推進戦略と体制
 - 利活用マインド
 - セキュリティ
- 
- 既存のアナログな
手続をデジタル化
 - さらに高度にデジ
タルを利活用
 - ボーン・デジタル、
デジタル・ネイティ
ブへ



デジタル化の論点

オンラインにおける「出席」概念

■ 本会議

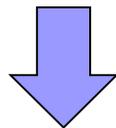
- 地方自治法の「出席」(同法第113条及び第116条第1項)は現に議場にいることと解される

■ 委員会

- 11都府県(東京都、茨城県、埼玉県、群馬県、愛知県、三重県、静岡県、大阪府、兵庫県、長崎県及び熊本県)が委員会条例を改正し、オンライン開催ができるよう積極的に環境整備
- 大阪府では実際にオンライン出席

オンラインにおける「出席」

- 本人確認となりすましの防止
- 通信障害、機器の故障



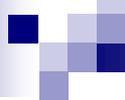
- 対面の場合の手続や対応を参考にしながら、あらかじめ検討することで対応可能
- 将来
 - 自然人が物理的にその場にいることが「出席」?
 - アバターやロボットの利活用もあり得る

手続のデジタル化の検討例

手続	方法
議決	電子投票
選挙	電子投票
検査	デジタル・フォレンジック
監査の請求	デジタル文書の提出による請求（電子署名やタイムスタンプ等の請求したことのデジタルな証跡）
意見書の提出	デジタル文書の提出（電子署名やタイムスタンプ等の提出したことのデジタルな証跡） 17

手続	方法
調査	デジタルドキュメントの収集 デジタル・フォレンジック技術
自律	オンラインによる会議の規律 維持のあり方
同意	電子投票
承認	電子投票

手続	方法
請願・陳情を受理し 処理	デジタル文書の受付（電子署名やタイムスタンプ等の受理したことのデジタルな証跡）、 処理
報告、書類の受理	デジタル文書の受付（電子署名やタイムスタンプ等の受理したことのデジタルな証跡）、 処理
議員派遣	VR（ヴァーチャル・リアリティ）やアバター
傍聴	オンライン傍聴



デジタル化とセキュリティ、個人情報保護

脆弱性の2つの要因

技術的要因

サイバー攻撃
マルウェア
乗っ取り
その他

人間的要素・社会 経済的要因

ソーシャル・ハッ
キング
フィッシング
組織犯罪
ミス・エラー

公的機関としての議会の特質

【公】

権力性

原則：公開

例外：非公開

収集→利活用→

保存→廃棄

【民間(私)】

同意、契約

原則：非公開

例外：公開義務

収集→利活用→

保存(安全管理)

公的機関の制約

■ 公的機関の制約

- 予算の制約(額、執行方法と時期、年度)
- 人的制約性(経費と配置の硬直性)
- 調達、契約の制約

■ 行政無謬

- 瑕疵があってはならない→「事故があってはならない」に転化しやすい
- 事故はあってはならないので、起きたときの対策がない

議会のセキュリティ

- それぞれの手続やフローの再検討
 - 秘密性・秘匿性は必要なのか、どの程度必要なのか、いつまで必要なのか
 - 適切なアクセスコントロール
 - どこにどのようなリスクがあるのか
 - 物理的なリスク管理はどのように行ってきたのか
 - デジタルの適切なリスク管理
- 適切なセキュリティ対策の導入
 - 技術的対策と人的対策

個人情報保護制度の見直し

■ 法令の統合

- 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合

■ 地方公共団体の個人情報保護制度

- 統合後の法律において全国的な共通ルールを規定
- 全体の所管を個人情報保護委員会に一元化

■ 地方議会の扱い

- 地方公共団体の議会は地方公共団体の機関（実施機関）の対象外
- 個人情報保護法第五章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされていない
- 国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと個人情報保護

対応の方法

- 案A 現在の個人情報保護条例で議会を実施機関として残す
 - 個人情報の取扱を、他の機関と揃える
 - ルールの統一化に従う
 - 議会だけの特別な取り扱いはしない
 - 個人情報の取扱を、他の機関とは揃えない
 - 議会だけのルール
 - 現行条例の内容を維持
 - 新規にルールを定める

- 案B 議会だけに適用する個人情報保護条例を制定する
 - 議会個人情報保護条例
 - 議会関連条例の中に個人情報の取扱に関する規定を入れる
 - 規定
 - 現行の個人情報保護条例の内容を踏襲
 - 全国共通ルールに従う
 - 新たにルールを検討する

■ 個別の論点

- 死者(「生存する」という限定が付されているか)
- オンライン結合
- 要配慮個人情報の収集制限
- 要配慮個人情報の利用制限
- 第三者提供の手続
- 開示請求、利用停止請求などへの対応
- 検討にあたっての有識者の確保

オープンデータ化

■ 現状

- 議会議事録、議案等の資料類

■ 今後

- 映像（動画像）のアーカイブ
- 映像と資料類のリンク
- 審議、決定プロセスのデジタル化とオープン化
- ※決定に至るプロセスの公開は、日本の行政の情報公開で最も不足・遅れている部分

■ 個人情報をごどのように扱うかの検討が必要 30